

7 有害物（溶接ヒューム）ばく露防止対策補助金

改正された特定化学物質障害防止規則の経過措置期間における、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場での空気中の溶接ヒュームの濃度測定を作業環境測定機関に委託して実施した中小企業等に対して補助するものであり、溶接ヒュームによる労働者のばく露防止措置を支援することを目的としています。補助対象は以下のとおりです。

○作業環境測定機関が実施した金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着することによる溶接ヒュームのばく露測定及び採取された試料の原子吸光分析等の方法による分析並びに作業環境測定士派遣料

対象となる措置

本補助金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業場等が、次の措置を実施する場合に交付を受けることができます。なお、本補助金は、申請者すべてに交付されるものではありません。事業場規模や金属アーク溶接等の作業時間等を勘案し、競争的に交付します。なお、審査基準は公表されます。

○溶接ヒュームの濃度測定及びマンガン濃度の分析等

作業環境測定機関（※）が実施した金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着することによる溶接ヒュームのばく露測定及び採取された試料の原子吸光分析等の方法による分析並びに作業環境測定士の派遣料。

※次の作業環境測定機関により実施するものに限りします。

- ・作業環境測定を行うことが作業場の種類について、作業環境測定法施行規則別表第4号の登録を受けているもの

対象となる事業主等

本補助金の交付を受ける事業者は、次の1及び2の要件を満たしていることが必要です。

- 1 下表のA又はBのいずれかに該当する事業主であること。また、労働者災害補償保険等に加入していること。

業種	A. 資本または出資額の総額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 2 屋内作業場において金属アーク溶接等作業に従事する労働者を雇用している事業者

注意 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていること。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

- 2 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていること。
- 3 申請者が暴力団である、申請者の役員等が暴力団員である、又は、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていること。

補助額

本補助金は、補助の対象に応じて、下表の補助金が交付されます。

補助対象	補助額	上限
作業環境測定士等による溶接ヒュームの濃度測定及びマンガンの濃度の分析並びに作業環境測定士派遣料	金属アーク溶接等作業従事労働者1名につき 20,000円まで (補助率1/2)	・申請できる金属アーク溶接従事労働者の人数は当該事業場のうち1作業場当たり最大2名 ・補助額の合計は1事業場当たり最大8万円

交付手続

本補助金の受給手続きの流れは以下のとおりです。

① 募集期間内に、郵送等により申請

(注意) 募集期間は、原則として2回設けられます。

② 審査

(注意) 本補助金は、申請者すべてに交付されるものではありません。

事業場規模や金属アーク溶接等の作業時間等を勘案し、競争的に交付します。なお、審査基準は公表されます。

③ 交付決定(不交付決定)

④ 溶接ヒュームの濃度測定及びマンガンの濃度の分析を実施

(注意) 所定の期日内に、溶接ヒュームの濃度測定及びマンガンの濃度の分析を実施します。

申請前にすでに実施してしまった濃度測定に対しては、補助金は交付されません。

⑤ 実績報告書類・添付書類を提出する

⑥ 交付額確定

⑦ 間接補助金の交付

利用にあたっての注意点

間接補助金となりますので、補助事業者(執行団体)が補助金の公募を行います。

公募の時期や申請方法の詳細は、執行団体が決定次第、厚生労働省ウェブサイト等でお知らせします。